

公益財団法人日本スポーツ施設協会スポーツ施設功労者表彰規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本スポーツ施設協会（以下「協会」という。）定款第4条の規定に基づき、スポーツ施設功労者の表彰を行う場合は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類と方法)

第2条 表彰の種類と方法は次のとおりとする。

- 一 表彰は、功労者表彰と感謝状贈呈とする。
- 二 功労者表彰は、日本スポーツ施設協会会長表彰とし、会長名による表彰状を個人、グループ及び企業に授与する。
- 三 感謝状贈呈は、日本スポーツ施設協会会長名による感謝状を個人及び企業に贈呈する。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 協会の加盟団体である都道府県体育・スポーツ施設協会に加盟している会員のスポーツ施設等に勤務する者（常勤の嘱託者、契約者を含む。）
- 二 協会の特別会員である法人及びこれに所属する者
- 三 協会の役員等
- 四 協会事業への協力者及び協力団体
- 五 その他、全国のスポーツ施設等に勤務する者

(表彰状を授与される者の選考基準)

第4条 表彰状を授与される者の基準は、次のとおりとする。

- 一 協会の加盟団体に所属する市区町村のスポーツ施設に勤務し、施設の維持管理業務、運営指導業務等に従事した者で、その年の3月31日(同日付け退職者を含む)に通算10年以上勤務し、成績が特に優秀な満40歳以上の者
- 二 協会の加盟団体に所属する企業等に勤務し、施設の維持管理業務、運営指導業務等に従事した者で、その年の3月31日(同日付け退職者を含む)に通算10年以上勤務し、成績が特に優秀な満40歳以上の者
- 三 協会の特別会員に所属する法人等に勤務する者で、スポーツ関係の施設整備及び用器具等の開発・改善に努力し、成績が特に優秀な満40歳以上の者。
- 四 協会の特別会員に所属する法人等で、わが国のスポーツ施設の発展・改善に著しく貢献してきた法人。
- 五 全国のスポーツ施設等に勤務する者で、施設の管理・運営及び施設設備・用器具の改善等に努力し、広く社会的に実績が認められた満40歳以上の者。

(表彰状を授与される者の推薦者数)

第5条 加盟団体に所属する者の推薦については、1団体2名程度とする。

- 2 特別会員に所属する者の推薦については、各部会ごとに候補者を厳正審査の上、各部会長名で推薦し、推薦者数は5社につき1名程度を目安とする。
- 3 全国のスポーツ施設等に勤務する者の推薦については、1団体1名とする。

(感謝状を授与される者の選考基準)

第6条 感謝状を授与される者の基準は、次の各号に該当する者とする。

- 一 協会及び加盟団体の役員として4年以上在任した者
- 二 特別会員部会で各部会の役員として4年以上在任した者
- 三 スポーツ施設の建設に特段の功績があった個人又は法人
- 四 協会の事業に賛同し、多額の金品を寄付した個人又は法人
- 五 前各号のほか、協会の運営等に特段の功績があった個人又は法人

(推薦手続き)

第7条 受賞候補者の推薦は、別記様式第1号～第3号により協会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(受賞候補者の推薦)

第8条 会長が、第4条で特に必要と認めた者、また、都道府県体育・スポーツ施設協会会長及び特別会員各部会代表者が第4条により特に必要と認めた者を、それぞれ受賞候補者として推薦するものとする。

- 2 第4条第五項に該当する者については、その所属長が必要と認めた者を、その施設が所在している市区町村長の承認を受けて推薦する。

(受賞者の決定)

第9条 会長は、前条により推薦された受賞候補者の中から、別に定める選考委員会に諮り、受賞者を決定する。

- 2 第3条第4号の感謝状贈呈については、会長の決裁事項とする。

(表彰)

第10条 表彰については、毎年全国スポーツ施設研究協議大会の際に挙げる表彰式にて行う他、必要の都度実施できるものとする。

(規程の改正)

第11条 この規程は、理事会の承認を経て改正するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。